

# 区民参画の手続に関する指針

平成 2 1 年 2 月



## **I この指針を定める目的**

.....	1 頁
-------	-----

## **II 定義等**

1 区民参画手続 .....	1 頁
2 区（実施機関） .....	1 頁
3 区民 .....	1 頁
4 区民等 .....	2 頁
5 審議会等 .....	2 頁

## **III 区民参画手続の対象**

.....	3 頁
-------	-----

## **IV 区民参画手続の組合せ**

.....	4 頁
-------	-----

## **V 区民参画手続の実施方法**

1 パブリックコメント手続の実施 .....	6 頁
2 審議会等への区民委員の参加 .....	6 頁
3 説明会の開催 .....	9 頁
4 ワークショップの開催 .....	9 頁

## **VI 審議会等・説明会などの公開**

1 審議会等の公開 .....	10 頁
2 説明会の公開 .....	11 頁
3 ワークショップの公開 .....	11 頁

別表 ..... 12 頁

参考 1 区民参画手続の実施フロー図 ..... 15 頁

参考 2 「文の京」パブリックコメント手続要綱 ..... 16 頁

## I この指針を定める目的

この指針は、「文の京」自治基本条例（平成 16 年 12 月文京区条例第 32 号）の主旨を踏まえ、協働・協治の視点に立ち、区政をすすめる上で一層の区民参画を図り、より開かれた区政を目指すため、区民参画の手続について定めるものです。

## II 定義等

### 1 区民参画手続

この指針における区民参画手続は、次のとおりとします。

- (1) パブリックコメント手続の実施
- (2) 審議会等への無作為抽出による区民委員の参加
- (3) 審議会等への公募による区民委員の参加
- (4) 審議会等への団体代表による区民委員の参加
- (5) 説明会の開催
- (6) ワークショップの開催
- (7) 検討会への区民の参加
- (8) 区民アンケートの実施
- (9) 意見交換会・懇談会の開催
- (10) シンポジウムの開催

※ それぞれの定義と特徴は、別表（12 頁参照）のとおりです。

### 2 区（実施機関）

区長部局や、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員の事務局をいいます。

### 3 区民

区内に住所を有する者や区内に存する事務所・事業所等に勤務する者、区内に存する学校に在学する者をいいます。

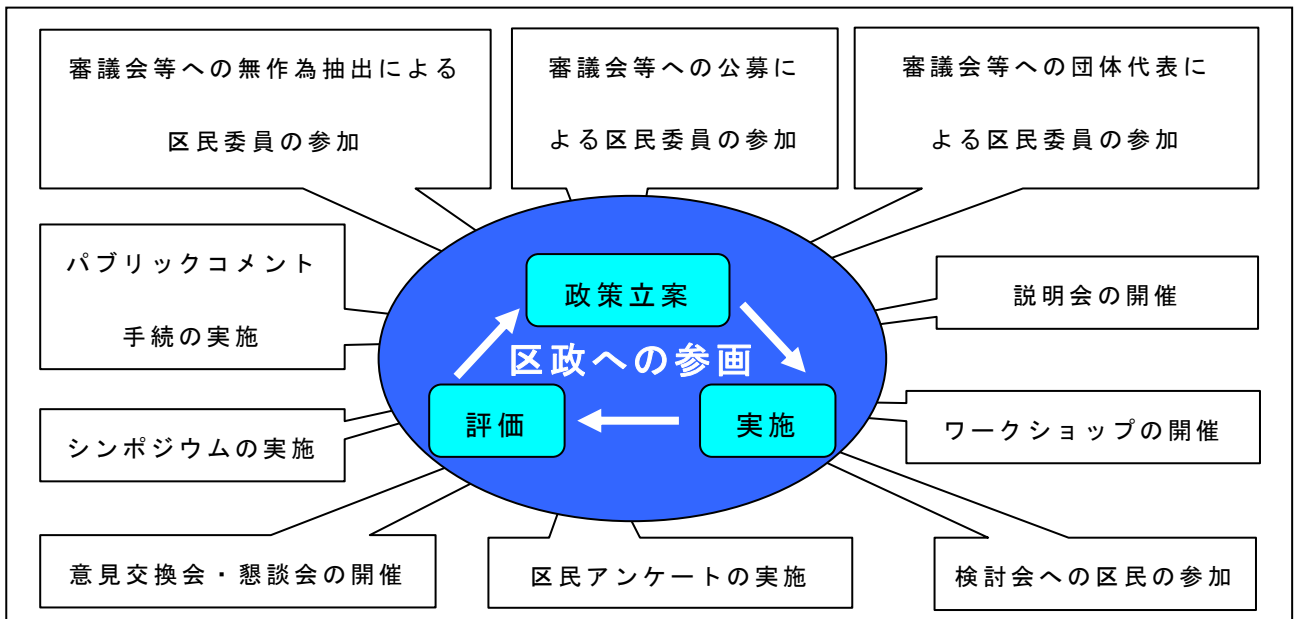
#### 4 区民等

区民、区内の地域活動団体・非営利活動団体・事業者など区の政策や施策等に利害関係を有する者をいいます。

#### 5 審議会等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する、法律・条例により設置する調停・審査・諮問・調査を目的とする機関や、要綱等で設置する区長等の私的諮問機関をいいます。原則として、「審議会」「審査会」「協議会」「区民会議」その他これらに類する名称は、審議会等に使用します。

#### 区民参画手続全体のイメージ



### Ⅲ 区民参画手続の対象

#### 1 区民参画手続は、次の場合に実施します。

- (1) 「基本構想」を制定・改定する場合、「文の京」自治基本条例を改正する場合
- (2) 区の総合的な政策に関する方針・計画を策定する場合や重要な改正をする場合
- (3) 各行政分野における政策の方針・計画を策定する場合や重要な改正をする場合
- (4) 次の条例を制定する場合や廃止する場合、重要な改正をする場合
  - i 区政運営に関する基本的な方針や制度を定める条例
  - ii 区民等に義務を課し、又は権利を制限する条例

#### 2 上記にかかわらず、次の場合は原則として、区民参画手続の対象外とします。

- (1) 地方税賦課徴収や分担金、使用料、手数料徴収その他の金銭徴収に係る条例の制定改廃
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条に規定する直接請求による条例の制定改廃
- (3) 根拠法令の改正や 23 区の協議事項など、区の裁量の余地が少ないとき。
- (4) 文言修正など、計画や条例などの改正が軽微なとき。

#### 3 地域の課題や特定の区の施策についてこれらに関係する区民等とともに検討することが必要と判断した場合に、区がさまざまな区民参画手続を実施することは任意とします。

#### IV 区民参画手続の組合せ

(1)から(4)までの事項における区民参画手続の組合せの標準は次の表のとおりです。

区民参画手続の対象となる事項	区民参画手続の組合せ
<p>(1) 「基本構想」を制定・改定する場合、 「文の京」自治基本条例を改正する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメント手続の実施</li> <li>○ 審議会等への無作為抽出による区民委員、又は公募による区民委員の参加</li> <li>○ 審議会等への団体代表による区民委員の参加</li> <li>○ 説明会の開催</li> <li>○ ワークショップの開催</li> </ul>
<p>(2) 区の総合的な政策に関する方針・計画を策定する場合や重要な改正をする場合 【例示：基本構想実施計画、行財政改革推進計画など】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメント手続の実施</li> <li>○ 審議会等への無作為抽出による区民委員、又は公募による区民委員の参加</li> </ul>
<p>(3) 各行政分野における政策の方針・計画を策定する場合や重要な改正をする場合 【例示：地域福祉計画及びその分野別計画、健康ぶんきょう 21、都市マスタープランなど】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会等への団体代表による区民委員の参加</li> <li>○ 説明会、又はワークショップの開催</li> </ul>
<p>(4) 次の条例を制定する場合や廃止する場合、重要な改正をする場合 i 区政運営に関する基本的な方針や制度を定める条例 【例示：個人情報保護に関する条例、情報公開条例、行政手続条例など】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメント手続の実施</li> </ul>



<p>ii 区民等に義務を課し、又は権利を制限する条例</p> <p>【例示：中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例、歩行喫煙等の禁止に関する条例など】</p>	<p>○ パブリックコメント手続の実施</p>
--	-------------------------

※ この表に示した区民参画手続のほかに、検討会への区民の参加、区民アンケートの実施、意見交換会・懇談会の開催、シンポジウムの開催など、さまざまな区民参画手続を適宜追加して実施することは任意とします。

※ 災害の発生時等、事業実施が遅滞することにより区民等に不利益を及ぼすため、迅速性や緊急性を要するときは、区民参画手続を省略することができます。

※ 都市計画の決定等、審議会等の構成員や計画の縦覧、説明会の開催などの手続が別途法令や条例等によって定められているときは、上記に関わらずその定めによります。

## V 区民参画手続の実施方法

審議会等の開催など区民参画手続の実施方法は、それぞれ次のとおりです。

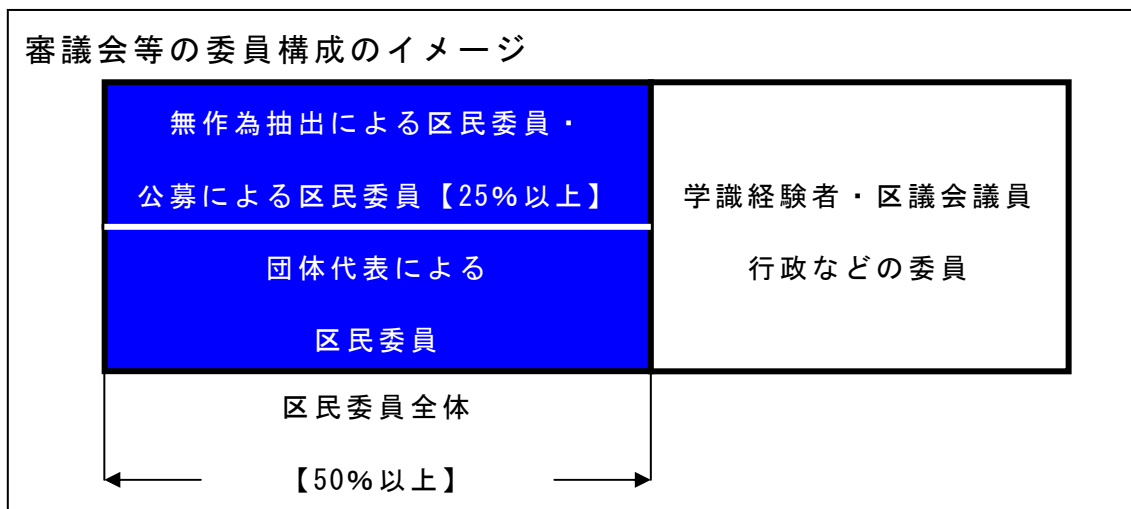
### 1 パブリックコメント手続の実施

パブリックコメント手続については、「文の京」パブリックコメント手続要綱（16頁参照）によります。

### 2 審議会等への区民委員の参加

#### (1) 区民委員の構成

- i 区民委員の人数の割合は、全委員数の50%以上とするよう努めます。
- ii 無作為抽出による区民委員と公募による区民委員の合計人数の割合は、全委員数の25%以上とするよう努めます。



- iii 区民委員の人数の割合は、文京区男女平等参画推進計画に基づき、男女いずれかの性が全委員数の40%未満とならないよう努めます。
- iv 同一人の区民について、無作為抽出又は公募による区民委員として選任できる審議会等の数は、2以下とします。
- v 区民委員の選任要件に年齢を用いるときは、審議する議題等に応じて委員の年齢の上限や下限を適宜判断します。
- vi この指針の内容を満たしていない審議会等は、委員改選時期その他の時期を

もって、見直しを図るよう努めます。

vii 法令等により区民委員の構成が定められているときは、上記に関わらずその定めによります。

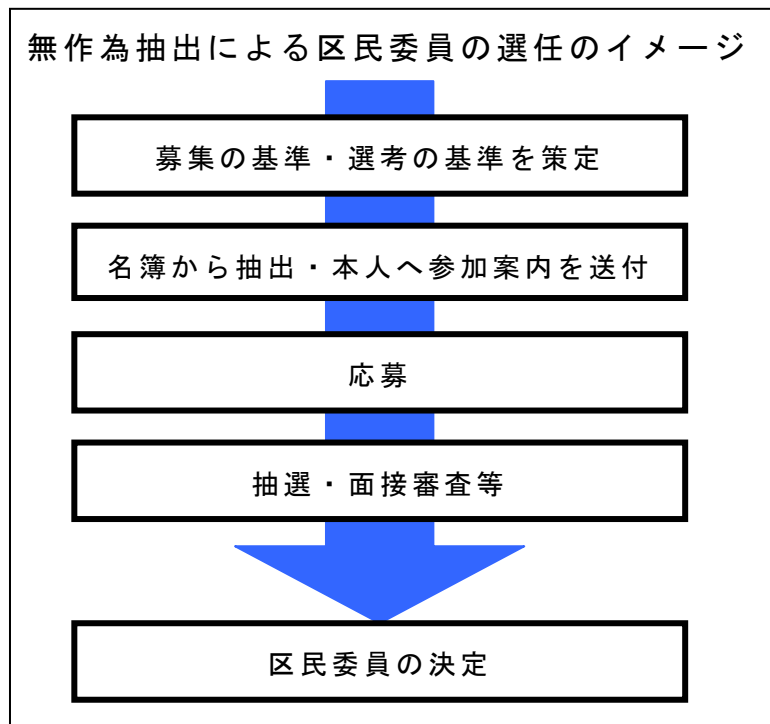
(2) 無作為抽出による区民委員の選任の方法

i 無作為抽出により区民委員を選任するときは、あらかじめ募集の基準と選考の基準を定めます。

ii 文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）の規定を遵守した上で、住民基本台帳など名簿から抽出する方法により、公平かつ均等に選出し、本人あて参加案内を送付します。さらに、委員に応募した者のうちから、抽選や面接審査などの方法により選考します。

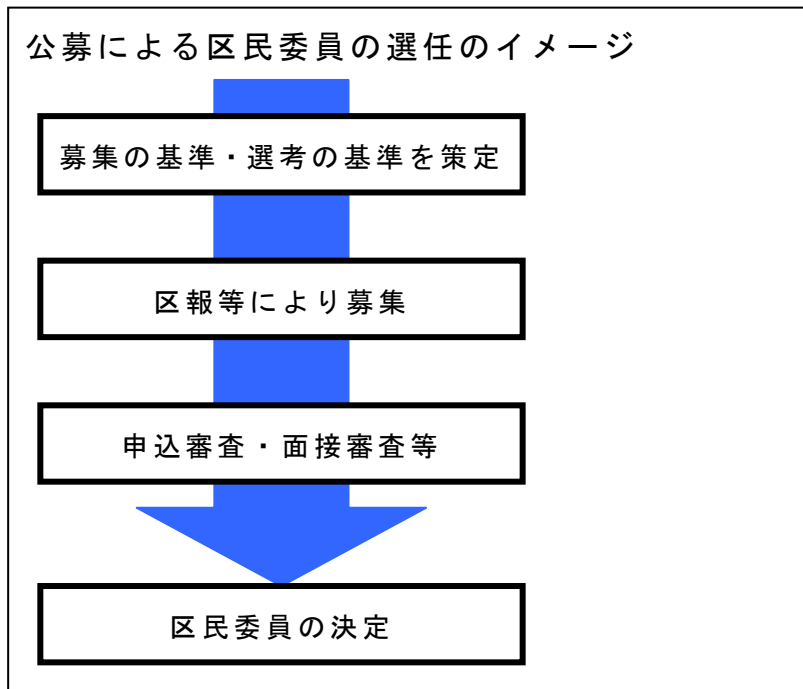
iii 原則として、期間を定めた区長の委嘱状を区民委員に交付します。

iv 欠員が生じたときの補欠委員の補充の有無については、その会議の設置の目的、設置の期間、補充の可能性、補充の手続の公平性を考慮した上で、その手続を含めて、原則として、あらかじめ募集や選考の基準に定めておきます。



(3) 公募による区民委員の選任の方法

- i 公募により区民委員を選任するときは、あらかじめ募集の基準と選考の基準を定めます。
- ii 選考の基準に基づき申込書審査、論文審査及び面接審査のうち、2以上の方法により選考します。
- iii 公募により区民委員に選任された者の応募論文については、情報公開の対象とします。また、募集の基準にはその旨を明記します。
- iv 原則として、期間を定めた区長の委嘱状を区民委員に交付します。
- v 欠員が生じたときの補欠委員の補充の有無については、その会議の設置の目的、設置の期間、補充の可能性、補充の手続の公平性を考慮した上で、その手続を含めて、原則として、あらかじめ募集や選考の基準に定めておきます。



(4) 団体代表による区民委員の選任の方法

- i 団体代表による区民委員を選任するときは、当該団体の推薦及び本人の承諾を得るものとします。
- ii 原則として、期間を定めた区長の委嘱状を区民委員に交付します。

### 3 説明会の開催

- (1) 説明会を開催するときは、法令等の定めのほか、その時期や回数、場所等について、周知する内容に応じて適切に判断した上で定めます。
- (2) 参加者の住所、氏名等を収集するときは、その目的等を明らかにして本人の同意を得た上で行います。

### 4 ワークショップの開催

- (1) ワークショップを開催するときは、その構成員を自由参加型とするか公募型とするかは、議論すべきテーマに応じて適切に判断した上で定めます。
- (2) 公募型とするときは、公募による区民委員の手続を準用します。
- (3) 自由参加型にするときにおいて、参加者の住所・氏名などを収集する場合は、その目的等を明らかにして本人の同意を得た上で行います

※ 区民参画手続を実施するときは高齢者・障害者・子育て世代・勤労者など幅広い区民等が参加しやすいよう、開催する曜日や時間・場所・保育の確保などの配慮に努める必要があります。

## VI 審議会等、説明会などの公開

### 1 審議会等の公開

- (1) 審議会等を開催するときは、区報等により開催日時、主要なテーマ等をあらかじめ周知します。
- (2) 審議会等は、原則として公開します。なお、その記録、記録の要約や概要等は、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第7条各号の規定に抵触するときは、非公開とすることができます。
- (3) 審議会等の傍聴は、次の手続によります。
  - i 傍聴席の定員は、その会議の規模などを勘案して適切に定めます。
  - ii 傍聴しようとする者の決定は、受付の先着順とします。
  - iii 次に掲げる者に対しては、傍聴を断ることができます。
    - ア 危険物やマイク・プラカード・旗その他の示威行為に係るものなど他人に迷惑を加えるおそれがあるものを所持している者
    - イ 酒気を帯びている者
    - ウ 審議会等の会議中に飲食・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手など会議を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者
    - エ アからウまでのほか、審議会等の会議を妨害し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者
  - iv 審議会等を撮影・録画・録音などをしようとする者は、あらかじめ審議会等の長の許可を受ける必要があります。
  - v i から iv までのほか、傍聴に係るその他の事項を必要に応じて個別に定めることができます。

## 2 説明会の公開

- (1) 説明会を開催するときは、区報等により開催日時や主要なテーマなどをあらかじめ周知します。
- (2) 説明会やその記録、記録の要約や概要等は、原則として公開します。なお、その記録方法や公開方法などは内容に応じて適切に判断した上で定めます。

## 3 ワークショップの公開

- (1) ワークショップを開催するときは、区報等により開催日時や主要なテーマなどをあらかじめ周知します。
- (2) ワークショップやその記録、記録の要約や概要等は、原則として公開します。なお、その記録方法や公開方法などは内容に応じて適切に判断した上で定めます。

### 文京区情報公開条例の抜粋

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

#### 非公開情報の概要

第1号 法令秘情報

第2号 個人情報

第3号 法人情報

第4号 犯罪の予防・捜査等情報

第5号 審議、検討又は協議に関する情報

第6号 行政運営情報（例示：監査、検査、取締り又は試験に係る事務／契約、交渉又は争訟に係る事務／調査研究に係る事務／人事管理に係る事務／など）

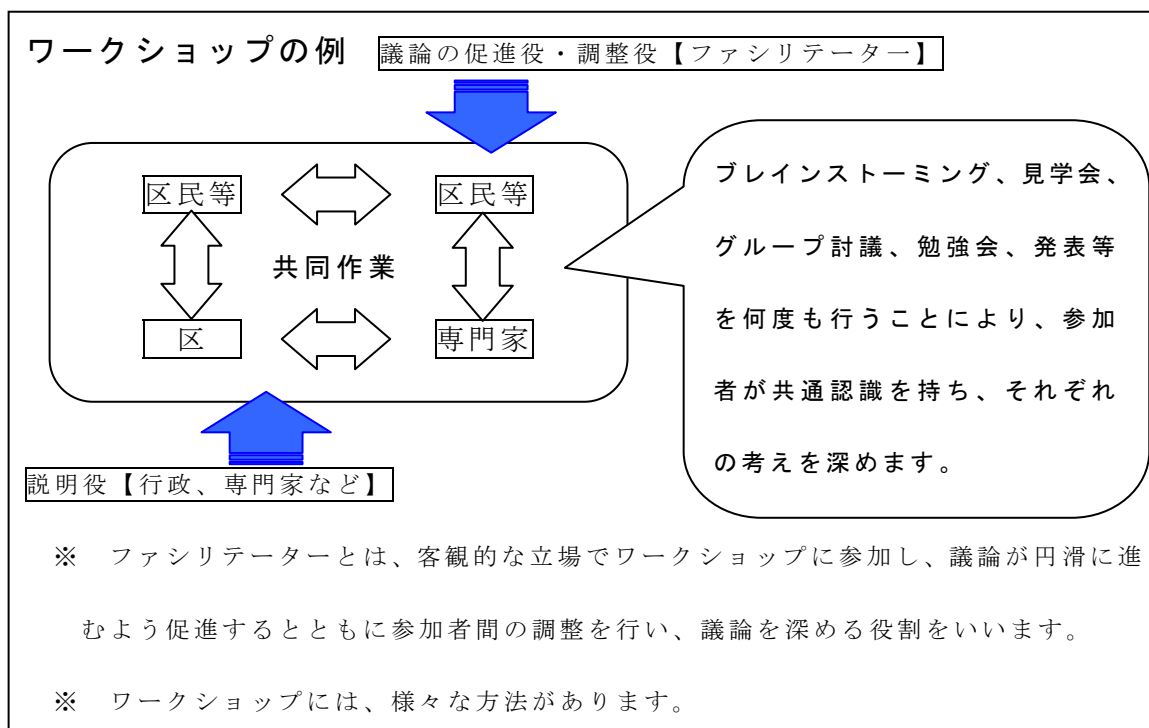
別表

区民参画手続	定義・特徴など
(1) パブリックコメント手続の実施	<p>計画や施策などの案を広く区民等に公表し、区民等から意見や情報の提出を受けて、その意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対して区の考え方を公表する手続です。</p> <p>幅広い意見を得ることができますが、一方で、区に意見が寄せられるかどうかは、一定の意見募集期間のもと、自発的な判断に委ねられるという面もあります。</p>
(2) 審議会等への無作為抽出による区民委員の参加	<p>区民から無作為抽出により候補者を選出し、委員への就任を依頼する手続です。</p> <p>区民参画の機会を公平かつ均等に提供することができ、区政に対する関心を喚起することができますが、一方で、参加の強制と受け取られないよう、委員の選任に当たっては、審議内容や審議手順を丁寧に説明した上で本人同意を得るなど、十分な配慮が必要です。</p>
(3) 審議会等への公募による区民委員の参加	<p>区民から公募により委員を選出する手続です。</p> <p>区政に高い関心を持つ区民からの積極的な意見を得ることができますが、一方で、委員が一部の区民に集中しやすい傾向もあります。</p>
(4) 審議会等への団体代表による区民委員の参加	<p>地域代表や職域代表など、区政に関わる様々な区民等の団体に依頼して、委員を選任する手続です。</p> <p>団体の意見を広く得ることができますが、一方で、その地域や職域などの視点から見た意見に傾きやすい傾向もあります。</p>
(5) 説明会の開催	<p>区が区民等に対し、事業や計画などの内容について説明を行うとともに、区民等から直接意見を聴取する手続です。</p>

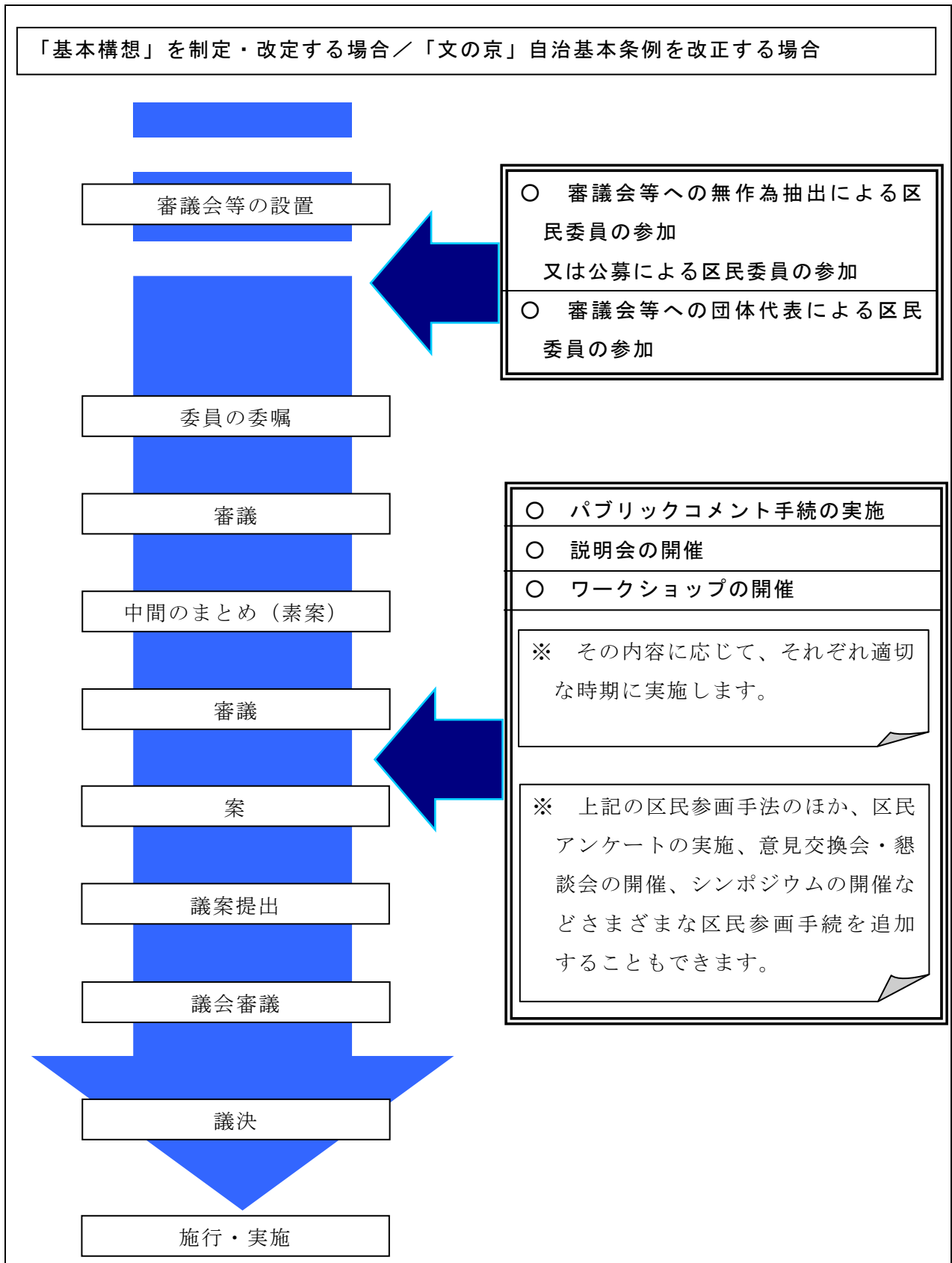


	<p>意思形成過程にある事案を広く区民等に周知することができますが、一方で、議論を行う場ではないため、区の説明と質疑応答にとどまる傾向があること、反対意見を持つ区民等との間では、区の説明と区民等の意見がすれ違いとなる傾向があります。</p>
<p>(6) ワークショップの開催</p>	<p>専門家や区の説明を受けながら、区民等の相互間や、区民等・専門家・区が相互に意見を交換し、共通認識の形成を目指す手続です。</p> <p>共同で作業を行うことなどを通じてそれぞれの考えをより深めることができ、多様な意見を集約することができますが、一方で、議論が拡散しないよう、参加者が相互に意見を聴き合うこと、ファシリテーターが議論の促進と参加者の調整を充分に行うこと、説明役がわかりやすい説明や資料を作成することなどが必要になります。</p>
<p>(7) 検討会への区民の参加</p>	<p>検討会に区民が参加し、意見を述べる手続です。</p> <p>区民の意見を直接聴取して、それを参考にして組織としての意志形成を行います。一方で、どのような区民の意見を聴取するかについては、慎重な検討が必要になります。</p> <p>※ 検討会とは、区の内部組織として設置する職員を主な構成員とした会議や、他の行政機関・関係団体との会議をいいます。原則として、「検討会」「検討委員会」その他のこれらに類する名称は、検討会に使用します。</p>
<p>(8) 区民アンケートの実施</p>	<p>区民等から調査対象者を選定してアンケートを実施することにより、区全体の意見の傾向を把握する手続です。</p> <p>幅広い区民等から意見を得ることができますが、一方で、ア</p>

	ンケートには様々な方法があるため、調査目的に適した調査の方法や対象・実施地域・サンプル数などを判断して、実施する必要があります。
(9) 意見交換会・懇談会の開催	<p>特定の団体やグループと特定の課題についての自由な意見交換を通じて、区と区民等との融和を図る手続です。</p> <p>様々な団体やグループの意見を直接得ることができますが、一方で、幅広い区民等の意見を得ることには適しない、という面もあります。</p>
(10) シンポジウムの開催	<p>特定のテーマについて、区と区民等の代表が公開の場で意見を交換することにより、聴衆を含め、そのテーマについて共通理解を図ることを目的とした手続です。</p> <p>議論の過程をより幅広い区民に公開することができますが、一方で、議論が特定の意見に偏らないよう、参加する区民等については、幅広い層から選ぶ必要があります。</p>



参考 1 区民参画手続の実施フロー図（イメージ）



## 参考2 「文の京」パブリックコメント手続要綱

平成20年2月7日区長決定

19文企広第569号

(目的)

第1条 この要綱は、区の基本的な計画、施策等の策定に当たり、広く区民が意見を述べる機会を設けるとともに、区の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって区民との協働による開かれた区政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 区の基本的な計画、施策、その他条例、規則、告示等（以下「計画等」という。）の策定に当たり、計画等の案を広く区民等に公表し、区民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対して、区の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 区民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
  - イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 区内に存する学校に在学する者
  - エ 区内に活動場所が存する地域活動団体及び非営利活動団体
  - オ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、計画等に利害関係を有すると認められるもの

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 区の総合的な政策に関する方針又は計画の策定又は重要な改正
- (2) 各行政分野における政策の基本方針又は計画の策定又は重要な改正
- (3) 次に掲げる条例の制定、廃止又は改正
  - ア 区政運営に関する基本的な方針又は制度を定めることを内容とするもの
  - イ 区民に義務を課し、又は権利を制限するもの
- (4) 審査基準（法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきものについて、求められた許認可等を判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）に該当するもの

- (5) 処分基準（行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分（以下「不利益処分」という。）、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）に該当するもの
- (6) 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため、一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導（執行機関等がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）を行うに当たり、行政指導の内容となるべき事項をいう。以下同じ。）に該当するもの
- (7) その他実施機関が特に必要があると認めたもの  
（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 前条第3号に掲げるもののうち、地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例を定めようとするとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により条例の制定改廃を議会に提出するとき。
- (3) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他この要綱に定める手続に準ずる手続を行うとき。
- (4) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定めるパブリックコメント手続に準ずる手続を経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が計画等を策定するとき。
- (5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものであるとき。  
（計画等の案の公表）

第5条 実施機関は、計画等についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて計画等の趣旨、策定に至った背景等に関する資料を公表するよう努めなければならない。
- 3 意見等の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）は、第1項の規定により計画等の案を公表した日から起算して30日以上でなければならない。ただし、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、前3項の規定は適用しない。ただし、実施機関が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 公益上、緊急に計画等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難なとき。
- (2) 予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する計画等を定めようとするとき。
- (3) 他の行政機関がパブリックコメント手続、意見公募手続等を実施して定めた政策等と実質的に同一の計画等を定めようとするとき。
- (4) 条例の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める計画等を定めようとするとき。
- (5) 計画等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例の規定の削除に伴い、計画等の廃止をしようとするとき。
- (6) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整備その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。

(計画等の案の公表方法)

第6条 前条の規定による計画等の案の公表は、公表しようとする計画等の案及び前条第2項に規定する資料（以下「公表案等」という。）を、所管課及び行政情報センター等において閲覧等に供するとともに、区のホームページに掲載し、その実施について広報紙に掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じた方法により区民等への周知を図るよう努めなければならない。

3 実施機関は、前条第1項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、意見提出期間その他意見等の提出に必要な事項を周知しなければならない。

(パブリックコメント手続の周知等)

第7条 実施機関は、計画等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該計画等に関するパブリックコメント手続について予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めるものとする。

(意見等の提出方法)

第8条 第6条第3項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認めた方法

2 意見等を提出しようとする区民等は、氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名等を明示するものとする。

(意見の考慮)

第9条 実施機関は、計画等を定めるに当たっては、区民等から意見提出期間内に提出された意見等を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して計画等を定めたときは、当該計画等の公布(公布をしない計画等にあつては公にする行為、議決を要する計画等にあつては議案の提出。以下同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 計画等の案の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出された意見等(提出意見がなかったときは、その旨)
- (4) 意見等に対する実施機関の考え方
- (5) 計画等の案の修正を行ったときはその内容

2 実施機関は、前項第3号の提出された意見等に代えて、意見等を整理し、又は要約したものを公表することができる。

3 実施機関は、第1項第3号及び前項の規定に基づき、意見等を公表することにより、第三者の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第6条第1項及び第2項の規定は、第1項に規定する公表に準用する。

5 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず計画等を定めなかったときは、その旨(別の計画等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。)及び次に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

- (1) 計画等の案の題名
- (2) 計画等の案の公表の日

6 実施機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで計画等を定めたときは、当該計画等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち計画等の趣旨については、同条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該計画等自体から明らかであるときは、この限りではない。

- (1) 計画等の題名及び趣旨
- (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由  
(一覧表の作成等)

第11条 区長は、パブリックコメント手続を行っている計画等の一覧表を作成し、行政情報センター及び区のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画等の案の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 計画等の案の入手方法及び問い合わせ先

(委任)

第12条 この要綱に施行について必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。